

第7回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年9月13日（火） 13時58分～14時25分

2 開催場所 平川市生涯学習センター 2階 多目的ホール

3 出席農業委員（16名）

| | | | | | |
|-------|------|-------|-------|-------|------|
| 1番委員 | 三浦勝志 | 2番委員 | 齋藤美也子 | 3番委員 | 對馬忠法 |
| 4番委員 | 古川 榮 | 5番委員 | 工藤 守 | 7番委員 | 今井文雄 |
| 8番委員 | 大川哲彌 | 9番委員 | 花田良造 | 10番委員 | 工藤 正 |
| 11番委員 | 丹代純嗣 | 12番委員 | 葛西雅博 | 13番委員 | 今井龍美 |
| 15番委員 | 桑田久毅 | 16番委員 | 小山内知寛 | 18番委員 | 山口知治 |
| 19番委員 | 長尾 浩 | | | | |

4 欠席農業委員（3名）

| | | | | | |
|------|-------|-------|------|-------|------|
| 6番委員 | 高井美奈子 | 14番委員 | 柴田博明 | 17番委員 | 三浦良孝 |
|------|-------|-------|------|-------|------|

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（7名）

| | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|
| 平賀-1 | 赤平和総 | 平賀-2 | 阿部 功 | 平賀-3 | 七戸茂春 |
| 平賀-4 | 齊藤嗣郎 | 平賀-5 | 谷川一雄 | 尾上-1 | 小野 良 |
| 碓ヶ関 | 平山純一 | | | | |

6 欠席農地利用最適化推進委員（1名）

| | | | | | |
|------|------|--|--|--|--|
| 尾上-2 | 葛西 均 | | | | |
|------|------|--|--|--|--|

7 出席事務局職員（3名）

| | | | | | |
|------|-------|--------|------|----------|------|
| 事務局長 | 小笠原 健 | 事務局長補佐 | 佐藤満徳 | 碓ヶ関支局長補佐 | 福士鉄也 |
| 主査 | 谷川智也 | | | | |

8 議事日程等

第1 議事録署名者の指名

第2 会期の決定

第3 議案審議

議案第20号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について

議案第21号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可について

議案第22号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可について

議案第23号 農用地利用集積計画の決定について

- 議案第 24 号 空家に付随した農地の別段面積及び区域の指定について
報告第 19 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
報告第 20 号 使用貸借合意解約書の受理について

9 会議の概要

- ・あいさつ (省 略)
- ・農業委員会憲章
唱和 (委員全員) (省 略)

[開会 14 時 02 分]

議長

(今井 龍美)

これより、第 7 回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、19 名中 16 名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
議案説明のため、小笠原事務局長、佐藤事務局長補佐、碓ヶ関支局
福士補佐、谷川主査の出席を求めました。
書記には、福士補佐を採用いたします。
日程第 1、議事録署名者を議長より指名するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
15 番桑田委員、12 番葛西委員にお願いいたします。
日程第 2、会期についてお諮りいたします。
会期を本日 1 日間としたいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
日程第 3、本日の議案は、お手元に配付してある議案第 20 号から議
案第 24 号までの 5 件、ほかに報告が 2 件でございます。
なお、審議の際、今回も新型コロナウイルス感染症対策として、現
地調査の報告ならびに補足説明を省略し、担当した委員の方から特に
疑問点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。
また、発言の際には、議席番号と苗字を名乗ってから私から指名し
ますので、その後にご意見またはご質問くださるようお願いいたします。
それでは、議案審議に入ります。

まず、議案第 20 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

1 ページをご覧ください。

議案第 20 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書及び別添 2 売買価格一覧と合わせて、2 ページをご覧ください。

所有権移転について、整理番号 35 番および 36 番は経営拡大によるものです。件数は 2 件、面積 1,967 平方メートル、田 1 筆 1,647 平方メートル、畑 2 筆 320 平方メートルとなっています。

今回、申請のあった案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した委員の方で、疑問点等がある方がおりましたら、お願いします。

ございませんか。

議長

(「なし」の声あり)

議長

それでは、議案第 20 号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 21 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

3 ページをご覧ください。

議案第 21 号、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添3の「農地転用許可基準説明書」と合わせて、4ページをご覧ください。

整理番号1番の申請地は、5ページのとおり、竹館小学校から西へ約700メートルに位置する農地です。土地利用計画は6ページのとおりで181-2の畑より分筆した申請地181-7に、農家住宅を新築するものです。181-6にあった既存住宅は、車庫および物置として使用し、一体的に宅地として転用するものです。

農地区分は別添3の1にあるとおりで、8の総合意見として、許可できる要件を満たすため、許可相当と考えます。

今回の申請件数は1件、合計面積は111平方メートル、畑1筆です。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました5番工藤委員、疑問点等がありましたらお願いします。

5番工藤委員

特にありません。

議長

それでは、議案第21号について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

議長

18番山口委員

18番山口委員

181-7は分筆して大丈夫なのか。これを満たすためなのか。

谷川主査

181-7の面積について、規定によって既存宅地181-6の2分の1以下の面積であれば拡張できます。分筆する面積は事前に相談があった際に、こちらで計算します。1筆そのまま転用することはできません。宅地の面積が狭く、あくまでも宅地に隣接している農地であるということで、転用の規定に則って申請されています。

議長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第 22 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

7 ページをご覧ください。

議案第 22 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 5 条第 3 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 4 の農地転用許可基準説明書と合わせて、8 ページをご覧ください。

整理番号 5 番の申請地は 9 ページのとおり、旧広船小学校から南へ約 1km に位置する農地です。土地利用計画は 10 ページのとおり、住宅用地の一部として車庫を建てて活用するものです。

整理番号 6 番の申請地は 11 ページのとおり、碓ヶ関インターチェンジ入り口から南東へ約 2.5 キロメートルに位置する農地です。土地利用計画は 12 ページのとおり、住宅用地の一部として活用するものです。

整理番号 7 番の申請地は 13 ページのとおり、竹館小学校から南東へ約 1.7 キロメートルに位置する農地です。土地利用計画は 14 ページのとおり、農家住宅の新築です。農地区分は別添 4 の 1 にあるとおりで、8 の総合意見として、許可できる要件を満たすため、許可相当と考えます。

今回の申請件数は 3 件、合計面積は 1,080 平方メートル、田 2 筆 493 平方メートル、畑 1 筆 587 平方メートルです。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました 5 番工藤委員、疑問点等がありましたら
お願いします。

5 番工藤委員

特にありません。

議長

それでは、議案第 22 号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第 23 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

15 ページをご覧ください。

議案第 23 号農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。

16 ページ、所有権移転については、整理番号 31 番から 35 番は全て譲受人の「経営拡大」による売買です。今回の件数は 5 件、面積 24,959 平方メートルで、田 7 筆 16,938 平方メートル、畑 9 筆 8,021 平方メートルです。なお、売買価格については、別添 5 のとおりです。

今回、申請のあった案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました 15 番桑田委員、16 番小山内委員、疑問点等がありましたらお願いします。

15 番桑田委員

特にありません。

16 番小山内委員

議長

それでは、所有権移転の 34 番を除いて、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので 34 番を除いて、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、所有権移転の 34 番は對馬委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条議事参与の制限の規定に準じ、對馬委員に退席を求めます。

(對馬委員、退席)

議長

それでは、34 番について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、34 番を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
對馬委員の入室を許可します。

(對馬委員、着席)

議長

次に、議案第 24 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

18 ページをご覧ください。

議案第 24 号、空家に付随した農地の別段面積及び区域の指定について、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定の適用を受けるため、別紙のとおり別段面積及び区域の指定申請書の提出があったので、審議をを求めるものです。

総会資料と別に配布してます、別添 6 と合わせて、19 ページをご覧ください。

まず、今回の議案についてですが、これまで新たに農地を取得または賃貸借等の設定をする際には、農地法に規定された下限面積要件である 5,000 平方メートルつまり 5 反歩以上となる必要があります。

しかしながら、遊休農地の発生防止・解消や新規就農の促進および定住促進につながることから、空き家空き地バンクに登録された空き家等に付随した農地であり、かつ、農業委員会により農地区域に指定された農地に限り、1 平方メートルから取得できるよう定めた平川市空家に付随した農地の別段面積取扱基準があります。この中で、第 4 条にて空き家に付随した農地を一つの区域とみなすと規定しております。それで、今回議案にあげましたのが、19 ページにある 3 筆です。周辺の農地等の効率的な利用に支障を及ぼす恐れがなく、先ほど述べたとおり農地区域として指定することとしたいため、承認を求めるものです。

今回の申請件数は1件、面積674平方メートル、地目は畑です。
今後の流れとしましては、次回の総会時において、当該農地に係る農地法3条による許可申請が1平方メートルまで引き下げた案件として審議されるものと見込んでおりますことを申し添えておきます。
以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、議案第24号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。
小野委員。

尾上-1 小野委員 これは空き家対策ですよ。登記した場合、地目は何になるのか。
宅地に付随した畑ですけど、面積の上限はあるのですか。

谷川主査 面積の上限については、ありません。今5,000平方メートル以上でないと許可がおりない規定となっておりますが、それを空き家に付随した農地を空き家バンクに登録すれば、農業委員会で認める場合は1平方メートル以上から取得できるという基準を設けております。地目については、農地のままで取得して耕作するという事で申請を受けております。

議長 他にないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、報告2件を一括して事務局に説明を求めます。

谷川主査 20ページをご覧ください。
報告第19号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。
別添7 関連案件一覧と合わせて、21ページをご覧ください。
今回の届出事由は、18番は借受人へ売買するため、19番は他者へ貸付および売買するため解約するものです。
件数は2件、面積11,178平方メートル、田4筆9,736平方メートル、畑1筆1,442平方メートルです。
22ページをご覧ください。

報告第 20 号、使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

23 ページをご覧ください。

今回の届出事由は、10 番は借受人へ売買するため、11 番は他者へ売買するため、解約するものです。

件数は 2 件、面積 2,450 平方メートル、田 1 筆 2,258 平方メートル、畑 1 筆 192 平方メートルです。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第 7 回総会を閉会いたします。

[閉会 14 時 25 分]